

法テラススタッフ弁護士の ホットな活動報告をお届けします！

日本司法支援センター（法テラス）は、毎年1回、「**スタッフ弁護士全国経験交流会**」を日本弁護士連合会と共催しており、本年も下記のとおり開催いたします。

法テラスの「スタッフ弁護士」は全国各地に現在約200人おり、司法過疎地域や様々な理由で法律サービスにアクセスすることが難しい方々の法的支援を担っています。

全国経験交流会は、このスタッフ弁護士が一堂に会し、地方公共団体等の機関との連携活動（「**司法ソーシャルワーク**」と呼んでいます。）などの実践報告を行い、学び合う場です。この全国経験交流会を通じ、「司法アクセスの最前線」を感じていただければ幸いです。

今年は、報道機関の皆様に向け、弁護士会館内に記者席を用意しますので、ぜひご参加ください。

「日本司法支援センター スタッフ弁護士全国経験交流会」 概要

日 時：2026年9月11日（金） 10:30～11:25（10:00受付開始）
会 場：弁護士会館2階 講堂「クレオ」（東京都千代田区霞が関1-1-3）

※ 時間内の入退室は自由です。写真撮影も可能ですが、録音録画はご遠慮ください。

席数を調整するために事前予約にご協力ください（事前予約はFAX・電子メールにてお受けいたします）。

スタッフ弁護士とは？

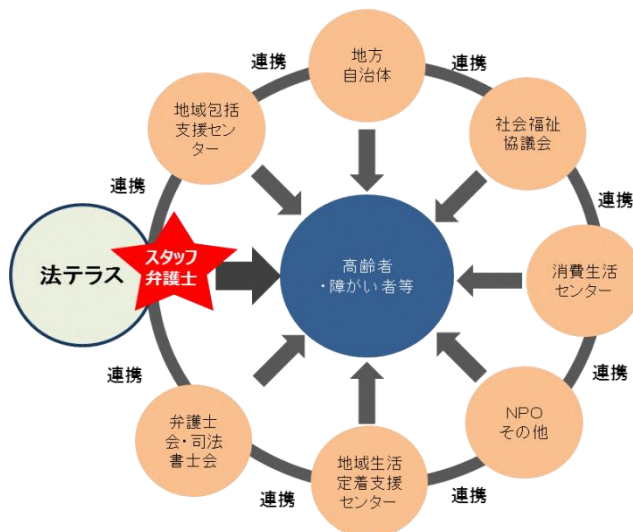
スタッフ弁護士とは、法テラスの常勤弁護士のことです。全国各地の司法過疎地域や都道府県庁所在地等に設置された法テラスの法律事務所に、現在、**約200人**のスタッフ弁護士が赴任しています。総合法律支援法に基づいて司法アクセスを拡充するため、民事法律扶助や国選弁護といった援助制度を利用した法律事務のほか、司法過疎地域における法律事務全般の提供等を行っています。

スタッフ弁護士は何をしているのか？

司法過疎地域はもちろん、都市部にあっても高齢者・障がい者など、法律問題を抱えていても自ら法的支援にたどり着けないという方々が、数多く存在しています。

そういった方々が抱える問題について、福祉分野を担う関係機関と連携を図り、総合的な解決を目指して誠実に寄り添っていきたい。自ら法的支援にたどり着けないならば、私たちの方から行きますね！

このような想いでスタッフ弁護士は日々全国で様々な活動をしています。



連携し、総合的に問題解決

今年はこんな発表を予定しています！



昨年開催の様子
全国の弁護士が学び合う



初任地での活動報告（都市型） 法テラス奈良

10時40分から

「都市部にはスタッフ弁護士は必要ない」、このような意見を何度も聞いたことがあります。スタッフ弁護士だからこそできることについて理解が広まっていないかもしれません。都市部で育ち初任地が奈良となった弁護士3年目の報告者が都市型法律事務所におけるスタッフ弁護士ならではの活動について紹介します。

ヘルス・ジャスティス・パートナーシップについて 法テラス秩父

11時05分から

日弁連の貧困対策本部の方と民医連のお医者さんと一緒に、カナダ・トロントにおける医療と法律の連携（Health Justice Partnership）について視察してきました。視察の報告と、日本でHealth Justiceを実現するためにこれからどうしたらよいのか、今考えていることについてお話しします。

ご来場をお待ちしております！

本件に関する問合せ先
日本司法支援センター（法テラス）本部総務部広報・調査室